

北海道任期付職員 (育児休業職員の代替職員) 募 集 案 内

北海道では、育児休業の職員の代替として、任期付職員（育休任期付職員）を募集します。

【制度概要】

- 申込者は、「育休任期付職員候補者登録簿」に登録されます。
※ 資格免許職の方は、資格・免許等を確認後の登録となります。
- 育児休業を取得する職員があった場合に登録者の中から登録者の希望する勤務地等を考慮した上で書類選考及び採用選考を実施し、採用選考の成績上位者から順に採用されます。
- 登録期間は、登録日から3年間です。
- 職員の育児休業取得にあわせて採用しますが、職員の育児休業の取得状況によっては、育児休業任期付職員登録簿に登録されても採用されない場合があります。
- 任期は、3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

<募集する職種及び受付期間>

募集する職種	主事、技師、研究職員（衛生研究所）、学芸員（研究職員（北海道博物館））、保育士、高等看護学院講師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、普及指導員、水産業普及指導員、林業普及指導員、職業訓練指導員、船員
受付期間	随時受付（通年募集）

北 海 道

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎4階）
問い合わせ先 総務部人事局人事課
電 話 011-204-5025
ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jnj/ninkitsuki/ikukyu.html>

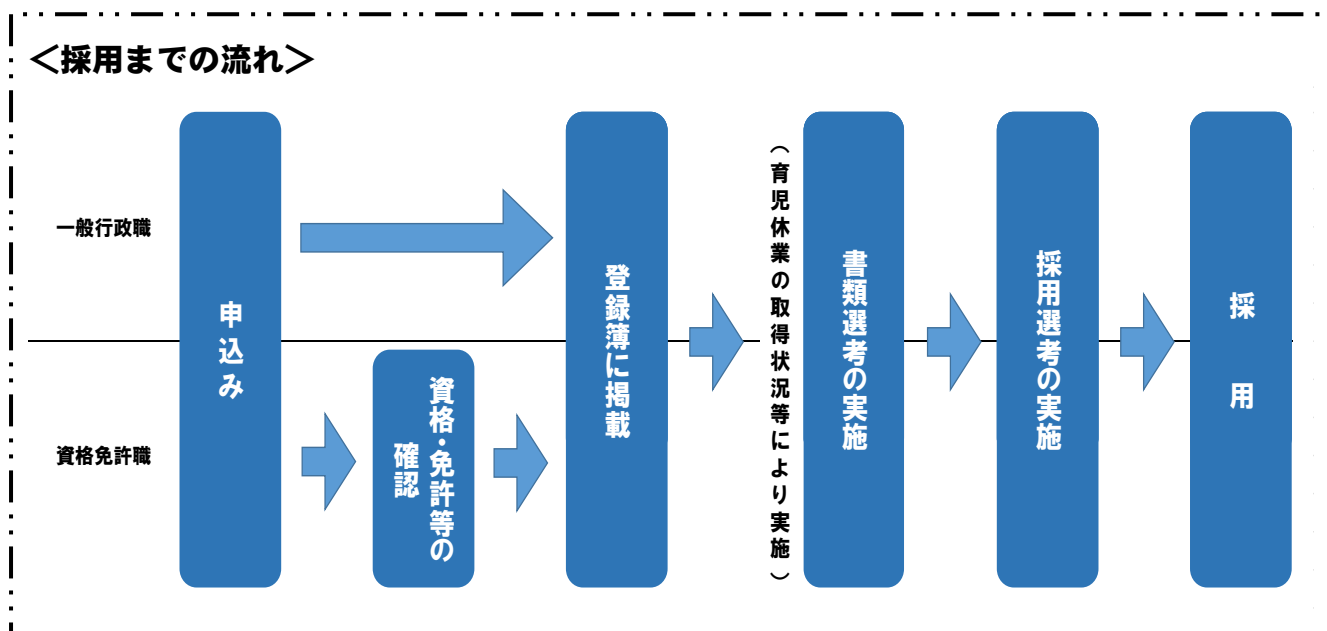
1 育休任期付職員について

育休任期付職員とは…

道庁や道の出先機関で、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

※ 臨時的任用職員について

育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に、臨時的任用職員として採用することがあります。



- (1) 申込み時に、希望勤務地等を申告していただきます。
- (2) 「育休任期付職員候補者登録簿」に登録された方は、本人が取消しを希望しない限り、登録日から3年間登録は継続されます。
- (3) 「育休任期付職員候補者登録簿」に登録された後、育児休業を取得する職員の状況等により、希望勤務地等を考慮の上、書類選考を行います。
この書類選考合格者のうち、別途実施する採用選考に合格された方が採用されます。
このため、職員の育児休業の取得状況等、書類選考及び採用選考の結果によっては、「任期付職員候補者登録簿」に登録されても採用されない場合があります。
- (4) 過去の「育休任期付職員候補者登録簿」に登録されている方の採用状況によっては、採用時期が遅れる場合があります。
- (5) 採用時の任期は、3年以内となります。
なお、職員の育児休業期間の延長があった場合等には、3年以内で任期が更新される場合があります。

2 募集職種ごとの主な職務内容及び配属先

職 種		主な職務内容 ※原則、育児休業取得者と同様の職務に従事 します。	配属先 ※原則、育児休業取得者の配属先 に配属されます。
主事 技師	一般行政	経済、地域振興、福祉、環境、税務、農林水産業や建設業の振興など様々な分野において、企画立案、事業の実施、調整、折衝など知事部局で道行政全般にわたる業務に従事します。	本庁、（総合）振興局、その他出先機関
	環境科学	大気や水環境の保全、廃棄物対策、野生生物の保護管理など生物多様性の保全、地球温暖化対策などの業務に従事します。	本庁環境生活部、原子力環境センター、（総合）振興局環境生活課
	社会福祉	児童相談所等での相談や心理判定のほか、児童自立支援施設での入所児童の自立支援や生活指導等、福祉に関する業務に従事します。	本庁保健福祉部、児童相談所、心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター、旭川子ども総合療育センター、向陽学院、大沼学園、女性相談支援センター、（総合）振興局社会福祉課
	農業	安全で安心な食を求める消費者ニーズに応えるため、環境と調和した農業を推進し、高品質な食料の安定供給の実現に向けた業務に従事します。	本庁農政部、（総合）振興局農務課・調整課・農村振興課
	水産	漁業の許認可や栽培漁業の推進などによる水産資源の保護と増大、金融支援などを通じた漁業経営の安定化、水産物の流通加工体制の整備などに従事します。	本庁水産林務部、（総合）振興局水産課
	林業	森林は環境保全のみならず、災害の防止、木材の供給など様々な機能を持つかけがえのない財産であり、これを守り、育て、将来の世代に引き継ぐために森林の整備、林業の活性化の業務などに従事します。	本庁水産林務部、（総合）振興局林務課・森林室
	総合土木 （農業土木）	農地や農業水利施設など北海道の食料の安定生産を支える農業基盤の整備を推進するため、事業計画・設計積算・工事監督などの業務に従事します。	本庁農政部、（総合）振興局調整課・整備課・農村振興課・耕地出張所
	総合土木 （建設土木）	道路や河川など、地域住民の生活や経済活動を支える社会基盤の整備や維持管理を行うため、事業計画・設計積算・工事監督などの業務に従事します。	本庁建設部、（総合）振興局建設管理部
	建築	建築や住宅などの分野において、安全に安心して暮らせる住環境づくりや魅力ある都市づくりに取り組むため、公共建築物・道営住宅の建設、良質な住宅の普及、建築物の耐震化、建築確認などの業務に従事します。	本庁建設部、（総合）振興局建設指導課
	原子工学	北海道電力株式会社が設置する泊発電所の周辺地域における空間放射線の監視及び環境試料中の放射能の測定に関する業務に従事します。	原子力環境センター
研究職員 （衛生研究所）	有害化学物質に起因する生活環境の安全性に関する研究や病原微生物に起因する研究等の業務に従事します。	衛生研究所	
学芸員（研究職員（北海道博物館））	展示資料の収集、保存及び展示並びに調査及び研究に関する業務に従事します。	北海道博物館	
保育士	一時保護児童や道立施設の入所児童の生活支援等の業務に従事します。	旭川子ども総合療育センター、児童相談所	

職 種	主な職務内容 ※原則、育児休業取得者と同様の職務に従事 します。	配属先 ※原則、育児休業取得者の配属 先に配属されます。
高等看護学院講師	基礎看護学のほか、専門看護学の講義や演習、 実習指導などの講師業務に従事します。	道立高等看護学院
薬剤師	薬局や医薬品製造施設等の立入検査、薬物乱用 防止の普及啓発等に従事します。	本庁保健福祉部、(総合) 振興局 (保健所)、旭川子ども総合療育 センター
獣医師 (家畜保健衛 生所)	家畜伝染病予防検査、家畜衛生指導、病性鑑定 及びB S E 検査業務などの業務に従事します。	(総合) 振興局 (家畜保健衛生所)
獣医師 (保健所、環 境生活課、食肉衛生 検査所)	飲食店や理容所、公衆浴場等の許可、狂犬病の 予防、動物愛護、と畜検査及び食鳥検査等の業 務に従事します。	本庁保健福祉部、(総合) 振興局 (保健所、環境生活課、食肉衛生 検査所)
管理栄養士	給食施設の指導、地域の栄養改善業務に従事し ます。	(総合) 振興局 (保健所)、旭川 子ども総合療育センター、向陽学 院、大沼学園
診療放射線技師	結核の接触者検診や感染症対策、道立施設等の 診療放射線業務等に従事します。	(総合) 振興局 (保健所)、旭川 子ども総合療育センター
臨床検査技師	食中毒や感染症の原因菌究明、食品の残留農薬 や添加物等の検査業務等に従事します。	(総合) 振興局 (保健所)、旭川 子ども総合療育センター、衛生研 究所
歯科衛生士	地域における歯と口腔の健康づくりに関する 企画等の業務に従事します。	(総合) 振興局 (保健所)
保健師	心の健康や感染症等の保健指導業務等に従事 します。	本庁保健福祉部、(総合) 振興局 (保健所)
看護師	道立施設等において看護業務に従事します。	旭川子ども総合療育センター、道 立診療所、心身障害者総合相談所
理学療法士	リハビリテーションに関する相談支援、在宅難 病患者の相談支援等の業務に従事します。	(総合) 振興局 (保健所)、旭川 子ども総合療育センター、心身障 害者総合相談所
作業療法士	リハビリテーションに関する相談支援、高次脳 機能障害者の支援等の業務に従事します。	(総合) 振興局 (保健所)、旭川 子ども総合療育センター、心身障 害者総合相談所、精神保健福祉セ ンター
視能訓練士	眼視機能に障害のある者の機能回復、矯正訓練 等の業務に従事します。	心身障害者総合相談所
言語聴覚士	言語機能又は聴覚に障害のある者の機能訓練、 相談支援等の業務に従事します。	心身障害者総合相談所
普及指導員 (農業)	農業者への巡回指導や相談等を通じ、農業経営 や農家生活に関する有益かつ実用的な知識を普 及し、活用できるよう指導する業務に従事しま す。	(総合) 振興局農業改良普及セ ンター、農業大学校
水産業普及指導員	沿岸漁業等の生産性の向上、経営の近代化及び 技術の改良を図るため、専門技術等に関する事 項について調査を行うとともに、漁業者に対し て技術及び知識の普及指導に従事します。	(総合) 振興局水産技術普及指 導所
林業普及指導員	森林の多面的機能の発揮、森林整備の促進等 を図るため、森林所有者や林業の担い手等 に対して技術及び知識の普及指導に従事しま す。	(総合) 振興局森林室
職業訓練指導員	新規学卒者及び離転職者を対象に専門的な技 能及び知識を習得させるため、職業訓練の指 導を行います。	道立高等技術専門学院、障害者職 業能力開発校
船員	道内の海面における漁業秩序維持のため、漁業 取締船に乗船し、取締業務に従事します。	北王丸 (稚内)、海王丸 (函館) ほくと (釧路)、ほっかい (室蘭)

3 登録要件

- (1) 年齢
年齢制限はありません。
- (2) 学歴
学歴は問いません。
- (3) 必要な資格・免許等の要件

職 種	必要な資格・免許等	
主事 技師	一般行政	なし
	環境科学	環境科学に関する専門的知識や経験を有する方
	社会福祉	児童の相談、心理判定、自立支援、生活指導等、福祉に関する専門的知識や経験を有する方
	農業	農業に関する専門的知識や経験を有する方
	水産	水産に関する専門的知識や経験を有する方
	林業	林業に関する専門的知識や経験を有する方
	総合土木 (農業土木)	総合土木（農業）に関する専門的知識や経験を有する方
	総合土木 (建設土木)	総合土木（建設）に関する専門的知識や経験を有する方
	建築	建築に関する専門的知識や経験を有する方
	原子工学	原子工学に関する専門的知識や経験を有する方
研究職員（衛生研究所）	学校教育法による大学の6年制課程を卒業した方	
学芸員（研究職員（北海道博物館））	学芸員：学芸員 研究職員（北海道博物館）：学校教育法による大学（短期大学を除く。）及び大学院修士課程の専門領域に関する専門学科、課程を卒業又は修了した方	
保育士	保育士	
高等看護学院講師	保健師、助産師又は看護師の資格を取得している方で、保健師、助産師又は看護師として5年以上の実務経験のある方	
薬剤師	薬剤師	
獣医師（家畜保健衛生所）	獣医師	
獣医師（保健所、環境生活課、食肉衛生検査所）		
管理栄養士	管理栄養士	
診療放射線技師	診療放射線技師	
臨床検査技師	臨床検査技師	
歯科衛生士	歯科衛生士	
保健師	保健師	
看護師	看護師	
理学療法士	理学療法士	
作業療法士	作業療法士	
視能訓練士	視能訓練士	
言語聴覚士	言語聴覚士	

職 種	必要な資格・免許等
普及指導員（農業）	普及指導員
水産業普及指導員	水産業普及指導員
林業普及指導員	林業普及指導員
職業訓練指導員	職業訓練指導員
船員	<甲板>五級海技士（航海）以上の資格 <通信>第三級総合無線通信士以上及び第三級海上無線通信士以上の資格 <機関>五級海技士（機関）以上の資格

(4) 以下に該当する方は、応募できません。

ア 日本国籍を有しない方

(研究職員、学芸員、保育士、児童生活支援員、高等看護学院講師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、普及指導員（農業）、水産業普及指導員、林業普及指導員、職業訓練指導員を除く。)

イ 地方公務員法第16条に該当する方

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

ウ 現在、道職員である方（教員、警察官、任期付職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。)

エ 道の再任用制度の対象となる方

4 申込方法

(1) 主事、技師

必要事項を記入した「育休任期付職員候補者登録申込書」を封筒に入れ、北海道総務部人事局人事課へ郵送又は持参してください。

(2) その他の職

必要事項を記入した「育休任期付職員候補者登録申込書」と、登録要件となる資格・免許等の写し若しくは登録要件を満たすことが確認できる書類を封筒に入れ、北海道総務部人事局人事課へ郵送してください。

※ 郵送する場合は、封筒の表に赤字で「育休任期付職員候補者登録申込書在中」と記載してください。

※ FAXによる申込は受け付けません。

【郵送先・提出先】

北海道総務部人事局人事課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎4階）

電話 011-204-5025

5 登録後採用されるまで

「育休任期付職員候補者登録申込書」を受理し、内容の確認（登録要件がある職は、資格・免許等を確認）後、「育休任期付職員候補者登録簿」に登録し、申込者に通知します。

その後、該当職種の職員が育児休業を取得し、代替職員が必要となった場合に、申込書に記載された希望勤務地等を考慮の上、書類選考を実施します。

この書類選考に合格した方を対象とした採用選考を実施し、採用者を決定します。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、「育休任期付職員候補者登録簿」に登録されても採用されない場合があります。

「育休任期付職員候補者登録簿」の有効期間は、登録日から3年間です。

この期間内であれば、一度、育児休業任期付職員として採用された方でも、「育休任期付職員候補者登録簿」に引き続き登録されていますので、採用選考に合格すれば、育児休業任期付職員として再度採用されることがあります。

6 書類選考及び採用選考の実施

(1) 書類選考の実施

代替職員が必要となった場合に、「育休任期付職員候補者登録申込書」に記載された希望勤務地等を考慮の上、書類選考（「育休任期付職員候補者登録申込書」に記載された内容の審査（過去の経歴、志望理由等））を実施します。

書類選考に合格された方には、採用選考の受験日等をご案内します。

(2) 採用選考の実施

ア 試験内容

受験する職種	試験内容
主事・技師（一般行政）、研究職員（衛生研究所）、研究職員（北海道博物館）、保育士、職業訓練指導員、船員	・教養試験 ・面接試験
主事・技師（一般行政以外の職）	・教養試験 ・専門試験（作文） ・面接試験
上記以外の職	・専門試験（作文） ・面接試験

※ 教養試験…基礎的な一般教養に関する筆記試験（選択式）

専門試験（作文）…各職種に応じた専門分野（具体的な事象への対応など）に関する問題に対する作文試験

面接試験…人物試験（口述式）

イ 試験地

原則、任用を予定している所属の所在地で実施します。

ウ 合格者の決定方法

合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、採用選考には一定の基準があり、この基準に満たない場合には不合格となります。

(3) 合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。

7 任用期間

任用期間は、3年以内で職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

なお、職員の育児休業期間の延長があった場合は、任用期間が更新される場合があります。

※ 臨時的任用職員としての採用

育児休業任期付職員として採用される前に、当該職員の産前・産後休暇期間中（約4月間）に臨時的任用職員として採用される場合があります。

なお、臨時的任用職員として採用している間に、育児休業を取得する予定であった職員が、育児休業を取得しないこととなった場合は、育児休業任期付職員として採用されない場合があります。

8 勤務条件等

育休任期付職員の勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、次のとおりです。

【給与】

「北海道職員の給与に関する条例」等に基づき支給します。

職種	算定基準	給料月額 (年額)	備考
主事、技師	高校卒	166,600円 (約2,535,000円)	<ul style="list-style-type: none"> 年額は給料のほか、期末・勤勉手当、寒冷地手当、職業訓練手当（職業訓練指導員のみ）、農林漁業普及指導手当（普及指導員のみ）、看護師等養成指導手当（高等看護学院講師のみ）、初任給調整手当（獣医師のみ）を含んだ金額（概算）です。 ※ 実際の給与は個人別に算定します 上記のほか、通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
職業訓練指導員	高校卒	200,600円 (約2,943,000円)	
普及指導員	大学卒	247,600円 (3,671,000円)	
研究職員、学芸員	修士課程修了	236,700円 (約3,592,000円)	
保育士	短大卒	179,100円 (約2,724,000円)	
高等看護学院講師	職種ごとの免許 (短大2卒)	272,800円 (約4,026,000円)	
薬剤師	薬剤師免許 (大学6卒)	222,700円 (約3,374,000円)	
獣医師	獣医師免許 (大学6卒)	278,200円 (約4,040,000円)	
管理栄養士 歯科衛生士	職種ごとの免許 (短大卒)	182,700円 (約2,781,000円)	
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	職種ごとの免許 (短大3卒)	193,500円 (約2,939,000円)	
保健師	保健師免許 (大学卒)	228,500円 (約3,458,000円)	
看護師	看護師免許 (短大2卒)	211,000円 (約3,204,000円)	
船員	高校卒	193,900円 (約2,954,000円)	

※ 上記金額は、令和6年4月1日に採用された場合で試算しています。

※ 給料月額は、算定基準に掲げる学校卒業又は免許等取得後、直ちに道に採用されたもの（普及指導員は大学卒業後に5年間の実務経験を有するもの、高等看護学院講師は看護師免許取得後、看護師として5年間の職務経験を有するもの）として試算しており、実際に採用される者の学歴や職務経験等によっては、例示の額とは異なる額となる場合があります。

また、期末・勤勉手当は勤務期間や勤務成績に応じて、寒冷地手当は勤務地域や世帯状況に応じて、初任給調整手当は大学卒業後の職務経験等により変動することから、年額はあくまでも目安です。

【服務】

勤務時間・休日等

勤務時間(原則)	月曜日から金曜日 8時45分～17時30分 (昼休み：正午～午後1時)
休日(原則)	土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
休暇	年次有給休暇：1年に20日(採用年は月割計算)。20日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇：5日(6月から10月までの間) その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
職員住宅	世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があり、空き状況により入居することができます。
健康管理	職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年1回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。
共済制度等	共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。

9 個人情報の取扱い

募集に関して収集した個人情報については、採用手続き(書類選考、採用選考、採用事務)に関する以外には利用しません。